

高速度カメラ出張技術講習会

センターが保有している高解像度ハイスピードカメラの
機器活用技術の向上と利用促進を目的に、機器取扱講習会を開催します

使用機器：高解像度ハイスピードカメラ ビジョンリサーチ社製 PHANTOM V1210
本機器は公益財団法人 JKA の補助を受けて整備しました

対象者	県内で製造業に従事する技術者、今後従事予定の方など
日時	平日 10:00~15:00 のうちの 1 時間（土日祝を除く） 令和 3 年 2 月まで
場所	依頼企業の敷地内（大分県内のみ）または産業科学技術センター内
説明者	金属担当 水江ほか（2 名程度）
内容	前半 30 分 高速度カメラの構成・特徴と基本的な取扱方法 後半 30 分 受講者による試操作および現場撮影条件に適した活用方法
受講料	受講料・開催費用 無料
開催人数	5 名程度を想定（最少開催人数 3 名）
問合せ	大分県産業科学技術センター 金属担当 水江 宏（みずえ ひろし） Tel 097-596-7100（代表） E-Mail h-mizue@oita-ri.jp
申込み	開催日時・場所・撮影内容などをセンター担当者と調整後、申込書にご記入のうえ FAX またはメールでお申し込みください

- 撮影動画を保存したい場合は USB-HDD 等をご準備ください（USB 3.0 接続 500GB 以上）
- 現場では、AC100V 電源のご準備をお願いします
- 講習会終了後、引続き機器を使用する場合は、
機器貸付料として 1 時間あたり 1,400 円が発生します
最大延長は講習会当日の 17:00 までです
機器貸付料は、翌勤務日にセンターにお越しいたゞき、
現金でお支払いください【別紙 1】
- 機器の貸出しのみは行っていません
- 講習会の開催回数は、原則年度内に 1 社 1 回です
- ご希望どおりに開催できない場合があります
開催できない例：高・低温、高温、粉塵、ガス、ミスト、振動、酸・アルカリ、高所、三脚が安定しないなどの環境。破裂や爆発などを伴う現象の撮影。雨天の屋外など



令和 年 月 日

高速度カメラ出張技術講習会 申込書

会社名・団体名		
〒 住所：		
※開催日時：令和 年 月 日 時から講習会開始 機器の延長使用の希望（あり 時間 ・ なし） 延長使用時の機器貸付料：1時間あたり1400円		平日10:00～15:00のうち1時間 最大延長は当日の17:00まで
※開催場所：		依頼企業の敷地内（大分県内のみ） またはセンター内
※撮影対象・内容など：		
1	受講者 (受講代表者)	所属： 職名： 連絡先電話： 連絡先 E-Mail： よみがな 氏名：
2	受講者	所属： 職名： よみがな 氏名：
3	受講者	所属： 職名： よみがな 氏名：
4	受講者	所属： 職名： よみがな 氏名：
5	受講者	所属： 職名： よみがな 氏名：
6	受講者	所属： 職名： よみがな 氏名：

出張型講習会における延長使用時の機器貸付料のお支払いについて

講習会（1 時間）修了後、引続き機器を使用する場合は機器貸付料をご負担していただきます。機器貸付料のお支払いは、原則センター窓口にご来訪いただき現金でのお支払いとなっておりますが、お近くの指定金融機関でのお支払いも可能です。指定金融機関でのお支払いの場合、事前の手続きが必要です。

センター窓口 で現金支払い	1.講習会当日	機器使用時に講習会会場にて機械器具借受申込書をご記入ください。
	2.講習会の 翌勤務日	翌勤務日の 17 時まで、センター窓口で機器貸付料をお支払いください。 (センター窓口に来られる方は、受講者でなくてもかまいません)

納入通知書による指定金融 機関での支払い	1.講習会の 2 週間前	講習会開催日の 2 週間前までに「納入通知書による納付届」をセンターへご提出ください。 「納入通知書による納付届(収受押印済)」を受講者あて送付します。これをもって手続きの準備が完了したことになります。
	2.講習会当日	機器使用時に講習会会場にて機械器具借受申込書をご記入ください。 受講者が保有する「納入通知書による納付届(収受押印済)」を確認します。 また、センター職員にそのコピーをご提出ください。 (「納入通知書による納付届(収受押印済)」のコピーをご準備ください。)
	3.講習会の 翌勤務日	翌勤務日の日付 (= 発行日) で「納入通知書」をセンターから受講者へ郵送します。
	4.講習会の翌勤 務日 (= 発行日) から 15 日以内の お支払い	「納入通知書」を受け取った受講者は、納入通知書の発行日から 15 日以内に指定金融機関で機器貸付料をお支払いください。 (送付日数などを考慮しますと、実質的なお支払い期間は、納入通知書がお手元に届いてから 1 週間程度となります。)
<p>お支払いできる金融機関は、次の金融機関のうち大分県内に所在する金融機関の本店・支店等です。</p> <p>銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信託銀行、信用農業協同組合連合会、 農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫、信用組合、労働金庫</p>		

- いずれのお支払い方法におきましても、見積書・請求書などは発行されません
- 時間あたりの金額は機器によって異なります。詳しくは担当者にお問い合わせください
- 機器使用の最大延長は、講習会当日の 17:00 までです
- 機器の貸出しのみは、行っていません
- 機械器具借受申込書は、講習会当日センター職員が会場に持参します
- 納入通知書による納付届の様式は、センターの HP からダウンロードできます